

写

27生産第1496号
27生畜第827号
平成27年8月19日

各地方農政局生産部長 殿
内閣府沖縄総合事務局農林水産部長 殿
北海道農政部長 殿

(農林水産省)*生産局農産部農業環境対策課長
畜産部畜産振興課長

鳥獣による農作物等の被害の防止に係る電気さく施設における安全確保について（再度の周知徹底）

本年7月に発生しました、鳥獣被害防止のために設置された電気さくに起因する死傷事案を受け、全国の既設の電気さくについて、適切な電気さく用電源装置の使用や漏電遮断器の設置等の安全対策が必要に応じて行われているかなどの点検を緊急的に実施した結果、別紙1のとおり全国7,090箇所において適切な安全対策が講じられていないことが確認されました。このうち、大半は「危険である旨の表示がなされていない」事案でしたが、重大事故につながるおそれのある「適切な電気さく用電源装置を用いていない」事案や「漏電遮断器を設置していない」事案も確認されています。不適切な事案が多数確認された背景として、電気さくの安全対策に関して、設置者の認知が十分でなかったことが大きな要因であると考えられます。また、電気さくは農作物の生育等に合わせて設置と撤去を繰り返すために、危険である旨の表示を掲示し忘れたなどの報告もありました。

電気さくの安全対策については、平成27年7月21日付け課長通知（別紙2）にて都道府県及び農業団体等に対して周知徹底を依頼したところですが、これらの点検結果を踏まえ、電気さくによる感電事故の再発防止に万全を期すため、〔貴管下都府県に対して、〕下記の事項について依頼願います（北海道あて：お願いします）。

また、経済産業省及び日本電気さく協議会とともに普及啓発資材（パンフレット・ポスター）の改訂・作成作業を行っており、今月下旬には完成する予定です。完成後、ホームページで公表するとともに、ポスターについては9月を目途に関係機関等に配布しますので、安全対策の周知に当たっては、これらの普及啓発資材を積極的に活用してください。

なお、本件については、日本電気さく協議会及び農業団体等に対しても、関係者に改めて周知するよう依頼しています。

記

1. 今般の点検により確認された不適切な電気さくの設置事案について、改善指導を行うとともに、指導内容が確実に履行されるよう引き続き指導・確認を行ってください。
2. 電気さくの安全対策について、農畜産業者を含め、幅広く電気さく関係者に認知されるよう、以下の例示を参考に、繰り返し、継続して、様々な方法にて周知を行ってください。
〔例：自治会の会合で説明、パンフレット等の資料を全戸に回覧、都道府県や市町村の広報誌への掲載、普及指導員による説明、営農座談会での説明等〕
また、農作物の作付が多くなる春先や収穫前の秋口等、電気さくを設置することが多くなる時期に重点的な周知を行い、農林水産省が毎年展開している農作業安全確認運動の一環として周知を行うなど、地域の状況等に合わせて効果的な周知に努めてください。設置と撤去を繰り返す農畜産業者等に対しては、毎回必ず危険である旨の表示を行うなど、適切な安全対策が講じられるよう、周知してください。
3. 周知に加え、日常的な点検・改善指導を行ってください。

施行注意： 1 *は、農政局あては除く
2 []は、北海道あてを除く

写

27生産第1496号

27生畜第 827号

平成27年8月19日

日本電気さく協議会 会長 殿
一般社団法人農業電化協会 会長 殿

農林水産省生産局農産部農業環境対策課長
畜産部畜産振興課長

鳥獣による農作物等の被害の防止に係る電気さく施設における安全確保につ
いて（再度の周知徹底）

本年7月に発生しました、鳥獣被害防止のために設置された電気さくに起因する死傷事案を受け、全国の既設の電気さくについて、適切な電気さく用電源装置の使用や漏電遮断器の設置等の安全対策が必要に応じて行われているかなどの点検を緊急的に実施した結果、別紙1のとおり全国7,090箇所において適切な安全対策が講じられていないことが確認されました。このうち、大半は「危険である旨の表示がなされていない」事案でしたが、重大事故につながるおそれのある「適切な電気さく用電源装置を用いていない」事案や「漏電遮断器を設置していない」事案も確認されています。不適切な事案が多数確認された背景として、電気さくの安全対策に関して、設置者の認知が十分でなかったことが大きな要因であると考えられます。また、電気さくは農作物の生育等に合わせて設置と撤去を繰り返すために、危険である旨の表示を掲示し忘れたなどの報告もありました。

電気さくの安全対策については、平成27年7月21日付け課長通知（別紙2）にて都道府県及び農業団体等に対して周知徹底を依頼したところですが、これらの点検結果を踏まえ、電気さくによる感電事故の再発防止に万全を期すため、都道府県に対しては、下記事項について依頼しましたので、貴協議会（電化協会あて：貴協会）におかれましても、改めて電気さくの安全対策に係る周知徹底を図られるようお願いいたします。

また、経済産業省及び貴協議会（電化協会あて：日本電気さく協議会）とともに普及啓発資材（パンフレット・ポスター）の改訂・作成作業を行っており、今月下旬には完成する予定です。完成後、ホームページで公表するとともに、ポスターについては9月を目途に関係機関等に配布しますので、安全対策の周知に当たっては、これらの普及啓発資材を積極的に活用してください。

なお、本件については、都道府県や農業団体に対しても、関係者に改めて周知するよう依頼しています。

記

1. 今般の点検により確認された不適切な電気さくの設置事案について、改善指導を行うとともに、指導内容が確実に履行されるよう引き続き指導・確認を行ってください。
2. 電気さくの安全対策について、農畜産業者を含め、幅広く電気さく関係者に認知されるよう、以下の例示を参考に、繰り返し、継続して、様々な方法にて周知を行ってください。
〔例：自治会の会合で説明、パンフレット等の資料を全戸に回覧、都道府県や市町村の広報誌への掲載、普及指導員による説明、営農座談会での説明等〕
また、農作物の作付が多くなる春先や収穫前の秋口等、電気さくを設置することが多くなる時期に重点的な周知を行い、農林水産省が毎年展開している農作業安全確認運動の一環として周知を行うなど、地域の状況等に合わせて効果的な周知に努めてください。設置と撤去を繰り返す農畜産業者等に対しては、毎回必ず危険である旨の表示を行うなど、適切な安全対策が講じられるよう、周知してください。
3. 周知に加え、日常的な点検・改善指導を行ってください。

写

27生産第1496号

27生畜第 827号

平成27年8月19日

全国農業協同組合中央会 営農・経済改革推進部長 殿

全国農業協同組合中央会 農政部長 殿

公益社団法人全国農業共済協会 建物農機具部長 殿

全国農業会議所 総務部長 殿

全国農業協同組合連合会 畜産総合対策部長 殿

一般社団法人日本草地畜産種子協会 会長 殿

公益社団法人中央畜産会 会長 殿

農林水産省生産局農産部農業環境対策課長
畜産部畜産振興課長

鳥獣による農作物等の被害の防止に係る電気さく施設における安全確保につ
いて（再度の周知徹底）

本年7月に発生しました、鳥獣被害防止のために設置された電気さくに起因する死傷事案を受け、全国の既設の電気さくについて、適切な電気さく用電源装置の使用や漏電遮断器の設置等の安全対策が必要に応じて行われているかなどの点検を緊急的に実施した結果、別紙1のとおり全国7,090箇所において適切な安全対策が講じられていないことが確認されました。このうち、大半は「危険である旨の表示がなされていない」事案でしたが、重大事故につながるおそれのある「適切な電気さく用電源装置を用いていない」事案や「漏電遮断器を設置していない」事案も確認されています。不適切な事案が多数確認された背景として、電気さくの安全対策に関して、設置者の認知が十分でなかったことが大きな要因であると考えられます。また、電気さくは農作物の生育等に合わせて設置と撤去を繰り返すために、危険である旨の表示を掲示し忘れたなどの報告もありました。

電気さくの安全対策については、平成27年7月21日付け課長通知（別紙2）にて都道府県及び農業団体等に対して周知徹底を依頼したところですが、これらの点検結果を踏まえ、電気さくによる感電事故の再発防止に万全を期すため、都道府県に対しては、下記事項について依頼しましたので、貴会*におかれましても、改めて電気さくの安全対策に係る周知徹底を図られるようお願いいたします。

また、経済産業省及び日本電気さく協議会とともに普及啓発資材（パンフレット・ポスター）の改訂・作成作業を行っており、今月下旬には完成する予定です。完成後、ホームページで公表するとともに、ポスターについては9月を目途に関係機関等に配布しますので、安全対策の周知に当たっては、これらの普及啓発資材を積極的に活用してください。

なお、本件については、都道府県及び日本電気さく協議会等に対しても、関係者に改めて周知するよう依頼しています。

記

1. 今般の点検により確認された不適切な電気さくの設置事案について、改善指導を行うとともに、指導内容が確実に履行されるよう引き続き指導・確認を行ってください。
2. 電気さくの安全対策について、農畜産業者を含め、幅広く電気さく関係者に認知されるよう、以下の例示を参考に、繰り返し、継続して、様々な方法にて周知を行ってください。
〔例：自治会の会合で説明、パンフレット等の資料を全戸に回覧、都道府県や市町村の広報誌への掲載、普及指導員による説明、営農座談会での説明等〕
また、農作物の作付が多くなる春先や収穫前の秋口等、電気さくを設置することが多くなる時期に重点的な周知を行い、農林水産省が毎年展開している農作業安全確認運動の一環として周知を行うなど、地域の状況等に合わせて効果的な周知に努めてください。設置と撤去を繰り返す農畜産業者等に対しては、毎回必ず危険である旨の表示を行うなど、適切な安全対策が講じられるよう、周知してください。
3. 周知に加え、日常的な点検・改善指導を行ってください。

施行注意：*は、全国農業共済協会及び日本草地畜産種子協会あては「貴協会」、全国農業会議所あては「貴会議所」